

令和3年度第2回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 令和3年度第2回仁淀川町農業委員会定例総会を令和3年7月29日仁淀川町交流センター3階大会議室に召集する。

農業委員定数 14名 現委員 14名

農地利用最適化委員 7名 現委員 7名

2. 出席委員 12名

欠席委員 2名

農地利用最適化委員 7名

欠席委員 0名

(事務局) 5名

3. 議案

議案第2号…農地法第3条の規定による許可申請の審議について

議案第3号…非農地証明願の審議について

議案第4号…農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更(除外)申請書審議について

その他

開会

午前9時30分

事務局(●●) 令和3年度第2回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の農業委員出席数は12名、在任委員は14名で過半数に達しており会は成立
会長 挨拶

本日の署名委員(7番●●委員 8番●●委員)を指名し、議案の審議に入る。

議案第2号

(農地法第3条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内

○受付第2号(所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●
土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 85 m²
地目は台帳・現況とも畑になっております。
譲渡理由は売買となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

7月11日事務局の●●と譲渡人の●●さんと現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

受付第3号・第4号は譲受人が同一の為、同時に採決を行う

○受付第3号（所有権移転）

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、高岡郡佐川町●●の●●さん、●●歳、農業
譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業
土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 33 m²
地目は台帳・現況とも畑になっております。
譲渡理由は売買となっています。

○受付第4号（所有権移転）

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業
譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業
土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 74 m²
地目は台帳・現況とも畑になっております。
譲渡理由は贈与となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

7月19日事務局の●●と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

受付第5号・第6号は借人及び譲受人が同一のものであり且つ下限面積の条件に係る為、同時に採決を行う

○受付第5号（使用貸借による権利）

〔事務局 ●●説明〕

貸人は、高知市●●の●●さん、●●歳、●●

借人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 778 m²

●●字●● ●●番●● 20 m²

合計面積 798 m²、地目は台帳・現況とも畑になっております。

使用貸借期間は3年間となっています。

○受付第6号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 268 m²

●●字●● ●●番●● 305 m²

合計面積 573 m²、地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

7月26日事務局の●●と譲受人・借人の●●さんと現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないこと

を確認。

5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

〔●●委員〕

農地を取得される方は新たに農業をされる方か。

〔事務局〕

仁淀川町へ移住されてきた方で、区長さんの紹介で農地を取得及び借りる運びとなった。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第7号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●●の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番● ●● 面積 290 m²

●●字●● ●●番 ●● 138 m²

合計面積 428 m²、地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

7月19日事務局の●●と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

(2) 権利取得者が町外

○受付第2号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、広島県福山市●●の●●さん、●●歳、●●

広島県福山市●●の●●さん、●●歳、●●
譲受人は、高知市●●の●●さん、●●歳、農業
土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 189 m²
●●字●● ●●番● 420 m²
合計面積 776 m²、地目は台帳・現況とも畑になっております。
譲渡理由は売買となっております。

[地区担当農業委員 ●●委員]

※●●委員欠席の為、事務局●●が代読

7月20日事務局の●●と譲受人の息子さんの●●さんと現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第3号

(非農地証明の審議について)

○受付第1号

[事務局 ●●説明]

申請人は、大阪府枚方市●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 25 m²

地目は台帳は畑、現状は宅地となっています。

転用された時期は、平成20年頃

転用した理由及び現在の状況は、労働力不足により耕作放棄となり、建物敷地として一体利用している(庭)

[地区担当農業委員 ●●委員]

現地確認を7月20日に事務局●●の2名で実施しました。写真で見えて頂きわかるとおり、建物と敷地と一体利用しており、農地への復旧は困難となっております。

この件については、全員賛成により非農地と承認する。

議案第 4 号

(農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更(除外)申請書審議について)

○受付第 1 号

[事務局 ●●説明]

申請人は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●字●● ●●番●

地目は台帳、現況は畑となっております。

除外面積は 378 m²のうち 2.25 m²

変更の理由は携帯電話アンテナ基地局設置の為です。

[地区担当農業委員 ●●委員]

●●委員欠席のため、事務局●●が代読。

現地確認を 7 月 19 日に事務局の●●と行いました。

除外される農用地は必要最低限であり、周辺農地にも悪影響は及ぼさないこと、携帯電話は必要不可欠なインフラであることからこの除外は適当であると思われま

この件については、全員賛成により除外を承認する。

その他

農地利用状況調査の説明

以上で令和 3 年度第 2 回農業委員会を閉会する。

閉会 午前 10 時 30 分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員 ●●

署名委員 ●●